合意書

社会医療法人三栄会ツカザキ病院と　　薬局　　　　店は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記の通り合意した。

なお、保険薬局における運用は、患者が不利益を被らないよう十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について、以下の場合には社会医療法人三栄会ツカザキ病院の処方医師の同意を得ており疑義照会項目には該当しないため原則として疑義照会を不要とする。

【プロトコルの内容】

A：薬剤変更

A-1.成分名が同一の銘柄変更

A-2.剤形変更

A-3.別規格製剤がある場合の処方規格の変更

A-4.半割、粉砕あるいは混合の指示または削除

B：日数変更

B-1.残薬がある場合の日数調節

B-2.次回受診日までの日数延長

B-3.連日投与しない製剤の日数調節

B-4.連日投与しない指示のある薬剤の日数調節

C：指示追記

C-1.一包化指示の追記または削除

C-2.外用剤の用法追記

C-3.内用薬の用法追記

C-4.漢方製剤・ドンペリドン・メトクロプラミド製剤の食後投与

その他合意事項

1. 開始時期について

開始時期 ： 西暦　　2024年　6月20日より開始とする。

1. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

4　 本プロトコルは合意書を交わした店舗のみの運用とする

西暦　2024年　6月20日

名称：社会医療法人三栄会ツカザキ病院

住所：姫路市網干区和久68-1

代表者　病院長　　　　　　夫　由彦　　　　　　 印

名称：　　薬局　　　　店

住所：

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印